

精密工学会アフィリエイト制度に関する規程

(目的)

第1条 精密工学分野における学術活動、実用化技術開発および本学会の発展に顕著な業績が見込まれる若手研究者・技術者に精密工学会アフィリエイト(以下「アフィリエイト」と略す)の称号を与え、もって、会員の名誉とし、活動を促すとともに、本学会の活性化に資することを目的とする。

(アフィリエイト候補資格)

第2条 アフィリエイトの称号を受ける資格は第1条に記す業績が期待される本学会35歳以下の正会員、および、Web級を除く学生会員であることとする。ただし、理事会が特に認めた場合はこの限りではない。

(選考委員会)

第3条 アフィリエイト候補者を選考するためにアフィリエイト選考委員会(以下、「選考委員会」という)を設置する。

2. 選考委員会は特段の事情のない場合、会長を除く執行委員会メンバーで構成し、委員長は本部推薦副会長、幹事は総務委員長がこれにあたる。

(推薦方法)

第4条 選考委員会は別に定める内規「推薦基準および選考方法」に基づき、下記により推薦された被推薦者から候補者を選考し、候補者案を理事会に提案する。

- (1) 正会員、賛助会員、学会関連諸組織から所定の推薦書をもって推薦期限までに推薦された正会員および学生会員
- (2) 理事会において特に推薦のあった者

(認定および公表)

第5条 理事会は選考委員会からの候補者提案を受け理事会の議を経てアフィリエイトを認定し、春季贈賞式において精密工学会アフィリエイトの認定者を公表する。

2. アフィリエイトに認定された者の氏名と所属の一覧を精密工学会誌に公表する。

(アフィリエイトの任務)

第6条 アフィリエイトの称号を得た会員は、精密工学分野の将来を嘱望される研究者・技術者であることを自覚し、精密工学・技術の発展に一層寄与すると共に、本学会の若手先導的会員として学会の諸活動へ積極的に参画し、本会の目的の達成に率先して努力する。

2. 第1項の任務を果たすため、本部部会内にアフィリエイト委員会を設置する。

(会員種別)

第7条 アフィリエイトは称号「精密工学会アフィリエイト」を公式に使用することが出来るが、新たな会員種別とはしない。

(アフィリエイト称号の返上)

第8条 アフィリエイトが第2条の候補資格を失ったとき、あるいは第6条の任務遂行が困難などの理由で本人から返上の申し出があったとき、および選考委員会において認定更新が認められなかったとき、アフィリエイトの称号の返上が承認される。

(その他)

付則1. この規程は理事会の承認を得た日から施行する。(2008年11月理事会)

2. この規程は理事会の承認を得て改正することが出来る。

3. 本規程は、公益認定後も継承(2010年6月理事会)

4. アフィリエイト委員会設置の項を追加(2010年9月理事会)

2011年2月1日 公益認定に伴い施行

5. 第2条に「Web級を除く」を追加(2016年1月理事会承認)

6. 第8条に「認定更新が認められなかったとき」を追加(2020年6月理事会承認)